



「小布施町で子育てしたい」を応援します！

子育て世帯の住宅整備 の費用を助成します

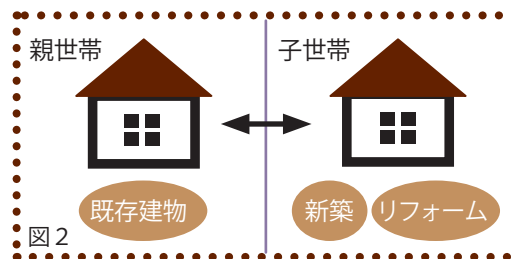
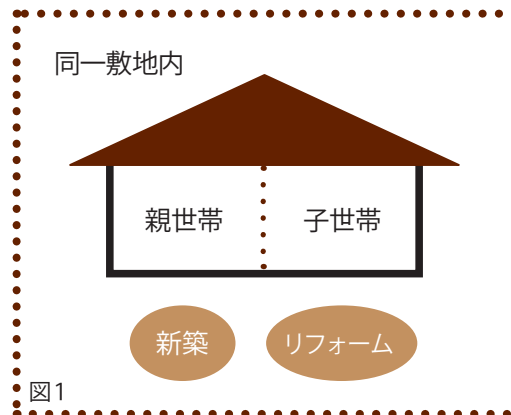
子育て世帯が三世代住宅を新築、リフォーム、増築するとき
助成金が受けられます。工事着手前の申請をお願いします。

対象世帯（次の要件を全て満たす世帯）

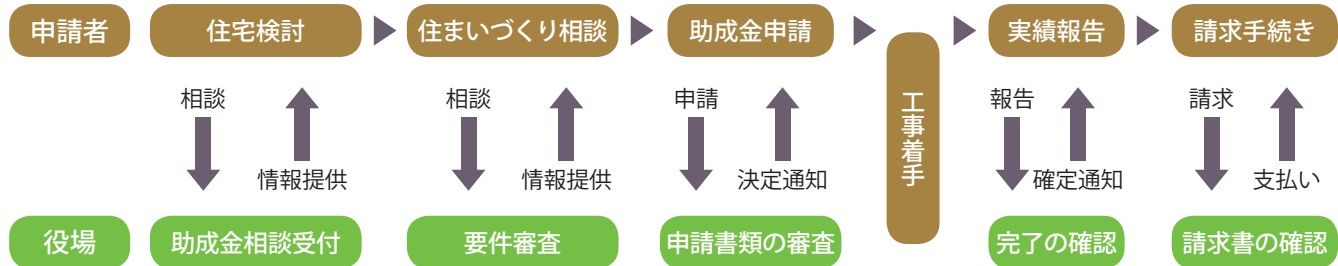
- 18歳以下のお子さんがある世帯。出産予定者を含む
- 三世代で住む住宅を新築または増築、もしくはリフォームする世帯。

助成率	助成限度額	加 算
2分の1	30万円	町内業者が施工する場合は20万円を加算

対象項目	内 容
対象の住宅	● 三世代が同一敷地内（隣接する敷地を含む。）に専ら居住の用に供するために、玄関、台所、浴室、便所等を有した住宅
対 象 工 事	● 令和7年4月1日以降に着工した住宅の工事 ● 町の「住まいづくり相談」を受け、指導事項を反映した住宅の工事
要 件	● 実績報告時に、申請者世帯と親世帯の住民登録が同一住所にある、または隣接地にあること（図1） ● 親世帯の住宅がある土地に子世帯の住居を新築する住宅 ● 完全に別棟で子世帯の住宅を新築した場合も対象となります。ただし、建築基準法で定められた要件を満たす必要 があります（敷地の分割、分筆に関することなど）（図2） ● 親世帯と同じ敷地内にある「離れ」をリフォームして子世帯の住宅とする工事も対象となります ● 隣接していない土地（飛び地で地続きの形態でない）に新築したものは対象になりません ● 景観に配慮した住宅であること（住まいづくり相談を受けること）



申請の流れ



手続きに必要なもの

■助成金の申請

共通	1 子育て応援三世代住宅整備助成金交付申請書（様式第1号） 2 現住所地の住民票（世帯全員分） ※町内在住者で閲覧の同意がある場合は添付不要 3 現住所地の納税証明書（世帯全員分） ※町内在住者で閲覧の同意がある場合は添付不要 4 助成金に係る閲覧承諾書（様式第10号） 5 母子健康手帳の写し ※出産前の場合
三世代住宅新築	1 新築住宅の工事見積書の写し 2 新築住宅の位置図、平面図、仕様書の写し 3 新築住宅の工事前の写真
増築	1 増築住宅の工事見積書の写し 2 増築住宅の位置図、増築部分分かる平面図、仕様書の写し 3 増築前の住宅写真（住宅全体及び、増築工事箇所）
リフォーム	1 リフォームの工事見積書の写し 2 リフォーム住宅の位置図、平面図、仕様書の写し 3 リフォーム工事前の写真（住宅全体及びリフォーム箇所）

■工事完了等の報告

共通	1 子育て応援三世代住宅整備助成金実績報告書（様式第5号） 2 現住所地の住民票（親世帯全員分、子世帯全員分） ※閲覧の同意がある場合は添付不要 3 現住所地の納税証明書（親世帯全員分、子世帯全員分） ※閲覧の同意がある場合は添付不要 4 領収書又は銀行振込控えの写し 5 助成金に係る閲覧承諾書（様式第10号）
三世代住宅新築	1 新築住宅の工事請負契約書の写し 2 新築住宅の工事中の写真及び完了後の写真（住宅全体、玄関、台所、浴室、便所等が確認できるもの） 3 新築住宅の登記事項証明書（写し可）
増築	1 増築住宅の工事請負契約書の写し 2 増築住宅の工事中の写真及び完了後の写真（住宅全体、玄関、台所、浴室、便所等が確認できるもの） 3 増築住宅の登記事項証明書（写し可）
リフォーム	1 リフォームの工事請負契約書の写し 2 リフォームの工事中の写真及び完了後の写真（工事箇所）

この助成金対象は令和8年3月31日までに申請書を提出し、着工した住宅です。